		単位	金額(円)	備	老	
介護報酬に 係る費用	項目 要介護1	652	699	VH ""フ		
	要介護2	720	772	ユニット型介護福祉施設サービス費		
	要介護3	793	850			
<u> </u>	要介護4	862	924			
Ī	要介護5	929	996			
	初期加算	30	33	入所後30日間のみ 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整		
5	安全対策体制加算	20	22	備されていること(入所初日のみ算定) 前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護度4~5の割合が70%以上又は認知症日常生活		
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46	50	自立度Ⅲ以上の割合が65%以上又はたんの吸引等が必要な割合が15%以上であり、介護福祉士を入所者の数が6 又はその端数を増すごとに1以上配置しているための加算		
 	看護体制加算(I)	4	5	常勤の看護師を1名以上配置しているための加算 季護職員に下り病院等と連携して24時間連絡体制を確保し	常期の有護師を1名以上配直しているための加昇 看護職員により病院等と連携して24時間連絡体制を確保し必要に応じ健康管理等を行う体制を整えている為の加	
	看護体制加算(Ⅱ)	8	9	算	算	
	夜勤職員配置加算(IV)	21	23	①夜勤帯(17時〜翌9時)における介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている②夜勤時間帯を通じて看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置(登録喀痰吸引等事業者として都道府県登録)しているための加算		
	個別機能訓練加算(I)	12	13	個別機能訓練計画を作成し機能訓練を行っている為の加算 個別機能訓練加算(I)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出		
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	22	個別機能訓練加算(1)を算定している人所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること(月1回算定)		
	外泊時費用	246	264	入院及び外泊時に施設サービス費に代えて、ひと月に6日を限度に算定		
	在宅復帰支援機能加算	10	11	在宅復帰に向けて、ご家族様、指定居宅介護支援事業者と居宅サービスの利用に関する調整等を行った場合		
	退所前訪問相談援助加算	460	494	退所前1回(又は2回)を限度に相談援助等行った場合		
加算項目	退所後訪問相談援助加算	460	494	退所後1回を限度に相談援助等行った場合		
j	退所時相談援助加算	400	429	退所時に相談援助等を行った場合		
3	退所前連携加算	500	536	退所に先立って退所後の指定居宅介護支援事業者と調整を行った場合		
ń	経口移行加算	28	30	経管栄養の入所者様で経口移行計画に基づき栄養管理を行った場合		
	療養食加算※1食あたり	6	7	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合		
1	科学的介護推進体制加算(I)	40	43	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報 を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって上記の情報その他 サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること(月1回算定)		
1	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	54	科学的介護推進体制加算(I)で提出している基本的な情報に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を、厚生労働省に提出していること(月1回算定)		
[口腔衛生管理加算(I)※1月あたり	90	97	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い、歯科医師又は歯科医師の指示を 受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施		
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)※1月あたり	110	118	口腔衛生管理加算(I)の算定要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出 し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要 な情報を活用している		
	介護職員処遇改善加算(I)	_	_	所定単位数に加算率8.3%を乗じた単位数		
	介護職員特定処遇改善加算(I)	_	_	所定単位数に加算率2.7%を乗じた単位数		
	居住費 (建設費用、光熱水費、修繕・維持費 用)		-	第4段階の方	※入院等の理由により月7日以上外泊された場合、7日目から施設に戻る前日までの居住費は減額証の有無に係らず、第4段階の料金とさせていただきます。	
				第3段階の方		
居住費等			820 820	第2段階の方 第1段階の方		
				第4段階の方		
			1,360	第3段階の方(本人の年金収入等が120万円超) 第3段階の方(本人の年金収入等が80万円超、120万円以下) 第2段階の方		
	食費		650			
			390			
			300	第1段階の方		
f	健康管理費(インフルエンザ予防接種代等)					
2	薬価収載されていない医療材料費					
その他費用	理美容代					
	私物洗濯代(外部業者に出すクリーニング代)					
	利用者の希望する日用品		実費			
	(利用者が自ら持込む物品以外)		人员			
	クラブ活動にかかる物品代					
	趣味・嗜好品、外注食の飲食代等					
	レクリエーション等にかかる物品代					
Į į	協力医療機関以外の通院にかかる交通費					